

府中中学校手をつなぐ親の会会則

第1条 この会は府中中学校手をつなぐ親の会といい、事務局を府中中学校内に置く。

第2条 この会は心身に障害のある子どもを守り、その福祉の向上を図るとともに、学校における特別支援教育を通してその途に対する理解とこれが育成の念を啓発することを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 心身に障害のある子どもの教育と経済的措置
- (2) 心身に障害のある子どもの福祉とその啓発
- (3) 心身に障害のある子どもの教育施設、福祉施設の拡充
- (4) 心身に障害のある子どもの生活指導、職業指導等就職斡旋の促進
- (5) 会員相互の親睦と研修
- (6) 関係機関並びに諸団体との連絡提携
- (7) その他本会の目的を達成するため必要と認める事項

第4条 この会はその趣旨に賛同する者で入会の申し込みをした者を会員とする。

第5条 会員は、一口年額500円の会費を一口以上納めた者とする。

第6条 この会の総会は年1回開き予算、決算事業等の承認及び会則の改廃を行う。

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長5名、評議員若干名、会計監査員2名、幹事若干名
- (2) 会長はこの会を代表し会務を総括する。
- (3) 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。
- (4) 会長・副会長はPTAの会長・副会長・会計監査員が兼務する。

第8条 (1) 評議員は学校及び保護者の中より選出し会長がこれを委嘱する。

- (2) 役員（会計監査員を除く）は評議員会を構成し、会長が議長となり次の事項を審議する。
 - イ 年度事業計画に関する事項
 - ロ 年度予算及び決算に関する事項
 - ハ 会則改廃に関する事項
 - ニ その他会長が付議した事項

第9条 会計監査員は、この会の会計監査にあたる。

第10条 幹事は会長、これを委嘱し会務に従事する。

第11条 この会の経費は会費寄付金その他の収入をもって当てる。

第12条 この会の会計は4月1日に始まり3月31日に終わる。

《 付則 》

本会則は、昭和42年5月19日から施行する。

本会則は、平成23年4月16日、改正する。